

第1章 総則

(目的)

第1条 この学則は、立命館大学大学院学則第2条にもとづき、立命館大学大学院における専門職学位課程の教育に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(専門職大学院の目的)

第2条 本専門職大学院は、立命館建学の精神および教学理念に則り、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培うことを目的とする。

(教育研究水準の向上)

第3条 本専門職大学院は、その教育研究水準の向上を図り、本専門職大学院の目的および社会的使命を達成するため、本専門職大学院における教育研究活動等の状況を把握し、適切な事項について必要な体制をとり、その改善に努める。

2 本専門職大学院は、文部科学大臣の認証する評価機関の審査を受け、教育研究水準の向上に努める。

第2章 組織および修業年限

(研究科および専攻)

第4条 本専門職大学院に次の研究科および専攻を置く。

研究科名	専攻名
法務研究科	法曹養成専攻
経営管理研究科	経営管理専攻

(収容定員等)

第5条 本専門職大学院の入学定員および収容定員は次の表のとおりとする。

研究科名	入学定員	収容定員
法務研究科	150	450
経営管理研究科	100	200

(標準修業年限)

第6条 専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間または時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻または学生の履修上の区分に応じ、1年以上2年未満の期間とすることができる。

第3章 教育課程等

(教育課程)

第7条 研究科は、第2条に規定する目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 科目、単位および履修方法については、各研究科の定めるところによる。

(授業を行う学生数)

第8条 専門職学位課程の専攻において開設される一つの授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法および施設、設備その他教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に上げられるような

適当な人数とする。

(授業の方法等)

第9条 専門職学位課程においては、その目的を達成しうる実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査または双方向もしくは多方向に行われる討論もしくは質疑応答その他適切な方法により授業を行うなど、適切に配慮しなければならない。

2 大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準第25条第2項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第10条 研究科は、学生に対して、授業の方法および内容、1年間の授業の計画を予め明示するものとする。

2 研究科は、学修の成果に係る評価および修了の認定に当たっては、客観性および厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第11条 研究科は、授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究を実施するものとする。

(履修科目の登録の上限)

第12条 研究科は、学生が1年間または1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

(他の大学院における授業科目の履修)

第13条 研究科が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院(外国の大学院を含む)において履修した授業科目について修得した単位を、当該研究科が修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲で、当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第14条 研究科が教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職学位課程に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、当該専門職学位課程に入学した後の当該専門職学位課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学の場合を除き、当該専門職学位課程において修得した単位以外のものについては、前条の規定により当該専門職学位課程において修得したものとみなす単位数と合わせて当該研究科が修了要件として定める単位数の2分の1を超えてはならない。

(単位認定の権限)

第14条の2 前2条にもとづく単位認定は、研究科教授会の議を経て研究科長が決定する。

第4章 課程の修了要件等

(修了要件)

第15条 専門職学位課程の修了要件は、2年以上在学し、各研究科の定めるところにより、所定の科目を履修して、30単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。

(在学期間の短縮)

第16条 研究科は、第14条第1項の規定により当該研究科に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該専門職学位課程におい

て修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該研究科の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該専門職学位課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該研究科に少なくとも1年以上在学しなければならない。

2 前項の在学したものとみなす期間については、研究科教授会の議を経て研究科長が決定する。

(課程修了の認定)

第17条 課程修了の認定は、各研究科教授会が行う。

2 修了認定の方法は別に定める。

(学位の授与)

第18条 専門職学位課程を修了した者には、立命館大学学位規程に定める専門職学位を授与する。

2 学位の授与は、各研究科教授会が発議し、大学院委員会の議を経て学長が行う。

3 学位およびその授与については、本学則のほか立命館大学学位規程に定める。

4 学位は次の区分にしたがって授与する。

(1) 法務研究科に属する者には法務博士(専門職)

(2) 経営管理研究科に属する者には経営修士(専門職)または会計修士(専門職)

5 前項第1号に規定する学位には「法務博士(専門職 立命館大学)」、同項第2号に規定する学位には「修士(専門職 立命館大学)」と専攻分野名および本大学名を附記する。

第5章 入学資格、在学年限等

(入学資格)

第19条 専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする各研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 各研究科において、個別の入学資格審査に

より、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(10) 大学に3年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、各研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

(入学の出願)

第19条の2 本専門職大学院への入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書に所定の入学検定料および別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第20条 前条の入学者の選考に関し、必要な事項は、別に定める。

(入学手続および入学許可)

第21条 前条の選考による合格者は、研究科教授会の議を経て、研究科長が決定する。

2 合格の通知を受けた者は、別に定めるところに

より、所定の期日までに入学手続書類を提出するとともに所定の納付金を納めなければならない。

3 前項の入学手続を完了した者に、学長が入学を許可する。

(転入学)

第21条の2 本専門職大学院に転入学を志願する者については、選考のうえ、研究科教授会の議を経て、研究科長が合格者を決定する。

(再入学の資格)

第21条の3 本専門職大学院に再入学することのできる者は、本専門職大学院を退学または除籍となった者で、退学または除籍となった学期の最終日の翌日から起算して2年以内のものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第22条に規定する在学年限を超えて除籍となった者および立命館大学学則第57条第1項により退学処分となった者は、再入学することはできない。

(転入学および再入学の在学年数)

第21条の4 転入学または再入学を許可された者の入学年次および在学すべき年数については、研究科教授会の議を経て、研究科長が決定する。

(転入学および再入学の出願、選考、入学手続および入学許可)

第21条の5 転入学および再入学の場合については、第19条から第21条までの規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、再入学の検定料は徴収しない。

(在学年限)

第22条 専門職学位課程の在学年限は、4年とする。

2 前項に規定する在学年限については、第16条の規定により在学したとみなされる期間を除いた期間とする。

3 (削除)

(休学)

第22条の2 病気その他やむを得ない理由により継続して2か月以上就学することができない者は、休学を願い出ることができる。

2 休学を願い出た者に対して、研究科教授会の議を経て、研究科長が休学を許可することがある。

3 研究科長は、病気のため就学することが適当でないと認められる者に対して、研究科教授会の議を経て、休学を命ずることができる。

4 休学期間は、継続して2年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、その期間を延長して許可することがある。

5 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

6 休学期間は、在学期間に算入しない。

7 休学期間の学費は免除する。ただし、第39条に定める在籍料を納めなければならない。

8 休学の手続に関する取扱いは、別にこれを定める。

(除籍)

第 22 条の 3 次の各号のいずれかに該当する者は、研究科教授会の議を経て、学長が除籍する。ただし、第 6 号に該当する者にあつては、研究科教授会および大学院委員会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 学費または在籍料を納めない者
- (2) 第 22 条第 1 項または第 33 条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第 22 条の 2 第 5 項に定める休学期間を超えてなお復学しない者
- (4) 休学期間終了日までに所定の手続をとらなかつた者
- (5) 死亡した者
- (6) 修業の見込みがないと認められた者

2 除籍に関する事項は、別にこれを定める。

第 6 章 職員組織

(研究科長等)

第 23 条 本専門職大学院各研究科に研究科長および副研究科長を置く。

(教授会)

第 24 条 本専門職大学院各研究科に研究科長、副研究科長および専任教員をもって組織する教授会を置く。

2 教授会規程は別に定める。

第 7 章 研究科

第 1 節 法科大学院

(法科大学院の目的等)

第 25 条 第 4 条に定める法務研究科法曹養成専攻は、専門職大学院設置基準第 18 条第 1 項に定める法科大学院の課程とする。

2 本法科大学院は、立命館建学の精神および教学理念に則り、豊かな人間性と国際的視野を持った法曹を養成し、社会の発展と文化の進展に寄与することを目的とする。

(標準修業年限)

第 26 条 本法科大学院の課程の標準修業年限は、第 6 条の規定にかかわらず、3 年とする。

(授業科目)

第 27 条 本法科大学院の科目およびその単位は別表 1 のとおりとする。ただし、法科大学院教授会において必要と認めるときは、変更することができる。

(修了要件)

第 28 条 第 15 条の規定にかかわらず、本法科大学院の課程の修了の要件は、法科大学院に 3 年以上在学して、法科大学院履修規程の定めるところに従って 104 単位以上を修得するところにより、課程を修了することとする。

(他の大学院における授業科目の履修)

第 29 条 第 13 条の規定にかかわらず、本法科大学院が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学

院(外国の大学院を含む)において履修した授業科目について修得した単位を、35単位を超えない範囲で、本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第30条 本法科大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本法科大学院に入学する前に本学または他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、本法科大学院に入学した後の本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 第14条第2項の規定にかかわらず、前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学の場合を除き、前条の規定により本法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて41単位を超えてはならない。

(法科大学院における在学期間の短縮)

第31条 本法科大学院は、前条第1項の規定により、本法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により本法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位の数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本法科大学院に在学したものとみなすことができる。

(法学既修者)

第32条 前条の規定にかかわらず、本法科大学院が本法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められた者(以下「法学既修者」という。)については、34単位を超えない範囲で単位を修得し、1年を超えない期間、在学したものとみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えてはならない。

3 第1項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第29条および第30条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて41単位を超えてはならない。

(在学年限)

第33条 本法科大学院における在学年数は、第22条第1項および同条第2項の規定にかかわらず、5年を限度とする。

第2節 経営管理研究科

(経営管理研究科の目的)

第34条 経営管理研究科は、立命館建学の精神および教学理念に則り、高度な戦略眼と実践スキルを有する経営プロフェッショナルを養成し、社会の発展と文化の進展に寄与することを目的とする。

(授業科目)

第35条 経営管理研究科経営管理専攻の科目、単位および履修上の区分は別表2の1および別表2の2のとおりとする。ただし、経営管理研究科教授会において必要と認めるときは、変更することができる。

(修了要件)

第36条 前条の科目および単位は立命館大学大学院経営管理研究科履修規程の定めるところに従って50単位以上を履修しなければならない。

第8章 専修生

第36条の2 本専門職大学院において専門職学位を得た者で、学習を継続するため本学の施設の利用を希望する者があるときは、選考のうえ、研究科教授会の議を経て、研究科長が専修生として許可する。

2 専修生に関する事項は、立命館大学大学院専修生規程にこれを定める。

第9章 学費等納付金および手数料

(学費等納付金)

第37条 (削除)

第37条の2 学費とは、入学金、授業料、教育充実費をいう。ただし、専門職学位課程経営管理研究科の授業料は、固定授業料および単位授業料とする。

2 入学手続きにあたっては、納付金別表 1-1 に定める入学金を納めなければならない。

3 学生は、所属する研究科・専攻等の納付金別表 1-2 に定める入学金以外の学費（以下「授業料等」という。）を学年ごとに納めなければならない。

4 前2項にかかわらず、学費の一部または全額を減免することがある。学費減免については、別にこれを定める。

5 学生は、実習を伴う特定の授業科目を履修する場合は、学費とは別に、実習費を納めなければならない。

6 実習費は、別にこれを定める。

(専修料)

第37条の3 専修生に許可された者は、専修料を納めなければならない。専修料は、納付金別表 1-3 のとおりとする。

第38条 (削除)

(在籍料)

第39条 休学期間の在籍料は、納付金別表 1-4 のとおりとする。

第40条 (削除)

(納付)

第41条 学費、在籍料、専修料および実習費の納付に関する事項は、別にこれを定める。

(手数料)

第41条の2 入学検定料等の手数料については、別にこれを定める。

第42条 (削除)

第43条 (削除)

(学費の返還)

第44条 次の各号に定める場合を除き、既に納めた学費は返還しない。

(1) 次の期日までに入学辞退を願い出た場合は、授業料等を返還する。

イ) 前期入学予定者 3月31日まで

ロ) 後期入学予定者 9月25日まで

(2) 前期に年次の授業料等を一括して納め、9月25日までに退学または除籍となった場合は、既に納めた金額から授業料等の2分の1を差引いた金額を返還する。

(諸費の返還)

第 44 条の 2 既に納めた在籍料、専修料および実習費は返還しない。

第 10 章 雑則

第 45 条 (削除)

(立命館大学学則の準用)

第 46 条 専門職大学院の学年および学期、休業日、入学の時期、授業の方法、単位計算方法、各授業科目の授業期間、単位の授与、成績、復学、退学、表彰、懲戒および奨学制度については、立命館大学学則第 15 条、第 16 条、第 20 条、第 33 条(第 3 項を除く)、第 34 条、第 35 条、第 36 条、第 43 条、第 47 条、第 52 条、第 56 条、第 57 条および第 69 条の規定を準用する。この場合において、「本大学」、「教授会」、「学部長」とあるのは「本専門職大学院」、「研究科教授会」、「研究科長」と読み替える。

(立命館大学大学院学則の準用)

第 47 条 専門職大学院の転籍、科目等履修生、特別聴講学生、外国人留学生、留学、研修生および科目等履修料等については、立命館大学大学院学則第 19 条の 2、第 44 条、第 44 条の 2、第 46 条、第 46 条の 2、第 47 条、第 49 条の 3 の規定を準用する。この場合において、「本大学院」、「研究科委員会等」、「立命館大学大学院学則第 46 条の 2 第 4 項中、第 49 条の 2」とあるのは「本専門職大学院」、「研究科教授会」、「本専門職大学院学則第 37 条の 2」と読み替える。

附 則

- 1 本学則は、2006年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行に伴い、立命館大学法科大学院学則(規程第582号)は2006年3月31日をもって廃止する。
- 3 2005年度までに法務研究科に入学した者については、2006年4月1日以降は本学則を適用する。

附 則(2006年1月27日立命館大学学則に学費額を記載することに伴い、立命館大学専門職大学院学則の記載方法を合わせる。また、立命館大学および立命館アジア太平洋大学から本学大学院へ入学する場合の入学金の取扱い変更および立命館大学の2006年度学費額変更に伴い一部変更する。)

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則(2006年3月24日入学資格の追加に伴う変更)

この学則は2006年4月1日から施行し、2006年度入学者から適用する。

附 則(2006年11月24日 2007年度立命館大学専門職大学院の学費額変更に伴い、別表3を一部変更する。)

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則(2007年3月2日 法務研究科カリキュラム改訂に伴う一部変更)

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則(2007年11月30日2008年度学費額変更に伴う一部変更)

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則(2008年3月13日法務研究科カリキュラム改革にともなう別表の一部変更)

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、第32条で定める法学既修者とそれ以外の学生に対する別表1の適用区別は、法務研究科履修要項に定める。

附 則(2008年3月13日 関西四大学単位互換履修制度の整理にともなう別表の一部変更)

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則(2008年3月13日 経営管理研究科カリキュラム改革によるプログラム名称、科目名称の変更および科目の新設にともなう別表の一部改正)

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則(2008年3月28日 教職課程科目を単位授業料の算出基礎となる受講登録単位の対象から除外することにともなう一部変更)

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則(2008年11月28日2009年度学費額変更に伴う一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則(2009年3月12日法務研究科(法科大学院)におけるカリキュラム改訂にともなう一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則(2009年3月12日経営管理研究科におけるカリキュラム改訂による科目の新設にともなう一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則(2010年3月26日 学籍制度の見直し、立命館大学学則等の変更、2010年度学費額変更および法務研究科のカリキュラム改訂等にともなう一部変更)

この学則は、2010年4月1日から施行する。ただし、第5条、第22条の2第5項、第27条および第35条は、2009年度以前の入学者には適用しない。